平成２４年（フ）第２号
大阪府枚方市西招堤町2198番地関西記念病院内、住民票上の住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋９番地29
破産者　榊原　哲夫
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１２２３号
北海道勇払郡厚真町字高丘５番地３
破産者　あつまリゾート株式会社
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５０号
札幌市北区北７条西４丁目１番地１　東カンビル
破産者　株式会社イーソフトウェア
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８号
宮城県黒川郡富谷町石積字堂ケ沢30番地
破産者　有限会社一興業
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
川崎市高津区溝口３丁目16番15号
破産者　高津クリエイト株式会社
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
新潟県燕市花見81番地６、前住所新潟県燕市下粟生津2963番地８
破産者　神山　三枝
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第６９号
静岡県富士市久沢1017番地の１
破産者　竹内　光子
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１７号
静岡県富士市津田町102番地
破産者　東本　　隆
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１３９号
静岡県富士宮市下条1805番地の１
破産者　新沼喜美雄
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１５号
静岡県富士市宮下323番地の２
破産者　大石　正次
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６号
静岡県富士市宮下323番地の２
破産者　大石　敦子
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８８０７号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目８番２号
破産者　株式会社ジェネシス
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３０４号
大阪市淀川区西中島３丁目８番15号新大阪松島ビル４Ｆ404号室
破産者　株式会社明星コーポレーション
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８１号
大阪市中央区瓦町２丁目２番７号瓦路ビル２Ｆ
破産者　株式会社コルサーレ
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０４号
大阪市中央区内久宝寺町４－３－７　吉川ビル303号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区西宮原１丁目７番47号
破産者　株式会社サンストン・オーサカ
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３８号
大阪府八尾市西弓削２丁目134番地
破産者　有限会社宝工業
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２号
兵庫県宝塚市川面６丁目27番３―206号
破産者　有限会社ワークシステム
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５３号
兵庫県宝塚市美座２丁目18番３号
破産者　有限会社マール
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７０１号
兵庫県芦屋市山手町７番６号
破産者　三原　省一
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１号
熊本県天草市天草町福連木936番地
破産者　野畠　　直
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第４０６号
沖縄県名護市東江４丁目７番７号
破産者　有限会社ＰＡＳＳＩＯＮ
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４１号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―９―302
破産者　有限会社メディアート
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部